

(第一類 第五号)

第五回国会 法務委員会 議録 第十七号

(三七七)

昭和二十四年五月十日(火曜日)

午後三時三十九分開議

出席委員

委員長 花村 四郎君

理事北川 定務君 理事金原 舜二君

理事高木 松吉君 理事石川金次郎君

理事栗木次郎君

押谷 富三君

古島 義英君

猪俣 浩三君

大西 正男君

出席政府委員

(検務局長) 高橋 一郎君

法務調査意見長官 兼子 一君

(少年矯正局長) 齋藤 三郎君

法務廳事務官 齋藤 三郎君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

五月七日

認知的訴提起に関する特例法設定の請願(古島義英君紹介)(第一四四三号)

小山町に簡易裁判所並びに檢察廳設置の請願(小平久雄君外四名紹介)(第一四四四号)

の審査を本委員会に付託された。

同月九日

戸籍事務費全額國庫負担の陳情書外二十七件(富山縣西礪波郡殖生村長加賀谷久彦外四十五名)(第三二〇号)

戸籍事務費全額國庫負担の陳情書外二十六件(青森縣南津軽郡竹館村長

内山車太郎外二十六名)(第三三七号)

戸籍事務費全額國庫負担の陳情書外二件(栃木縣芳賀郡長沼村長橋本義雄外六名)(第三四一号)

戸籍事務費全額國庫負担の陳情書外九件(富山縣西礪波郡福光町長松村清三外九名)(第三五五号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

認知的訴の特例に関する法律案(古島義英君提出、衆法第五号)

出版法及び新聞紙法を廃止する法律案(内閣提出第六五号)

少年法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)

檢察廳法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

人權擁護委員法案(内閣提出第二二四号)

犯罪者予防更生法案(内閣提出第一二四号)

犯罪者予防更生法施行法案(内閣提出第二二五号)

(筆記)

○花村委員長 これより會議を開きます。本日はまず出版法及び新聞紙法を廢

止する法律案を議題といたします。御質疑はありませんか。質疑がなければ、これにて質疑は打切り、討論に入ります。討論はいかがいたしましたようか。

〔討論省略と呼ぶものあり〕

○花村委員長 それでは討論を省略して採決いたします。

本案に賛成の諸君の御起立を願います。

(議員起立)

○花村委員長 起立総員。よつて本案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

なお本案に対する委員会報告書の作成並びに事後の取扱に關しましては、委員長に御一任願います。

○花村委員長 次に少年法の一部を改正する法律案及び少年院法の一部を改正する法律案を一括議題といたします。御質疑があれば伺います。

○北川委員 特別少年院は全國に何箇所ありますか。またこれに收容する少年、女子の人数はどのくらいありますようか。

○齋藤(三)政府委員 特別少年院は福島に一箇所あるだけであります。起訴率は昨年(二)の二十分に減少しております。

○北川委員 少年保護施設の費用として本年度は二億四千万円が計上されておりますが、この予算が突進されれば、これで十分に施設は完備されますでしょうか。この点お伺いいたします。

○齋藤(三)政府委員 この予算ではとうてい全部を十分に收容することはできません。また本年度の予算によつて施設をつくるにしても、その設備が完備するまでには相当の日時がかかることと思ひます。

○北川委員 この設備ができれば何らかの施策を講ずる必要があると思ふのです。たとえばそれまで少年刑務所を利用するということはお考えになりますか。

○齋藤(三)政府委員 現在さような法律上の道がないので、一定の期間、少年刑務所を少年院として利用し、また女子を收容する施設の一部を少年院に於てるような便法を講ずるようにならばよいのではないかと存じます。

○高木委員 東北少年院の放火事件は何であるか、お伺いします。

○齋藤(三)政府委員 以前東京において放火をやつたことのある少年を、ほか收容する場所がないのであそこに入れておいたのでありますが、それが他の不良少年を煽動してあのような事件を起したのであります。なおその後盛岡の刑務所を東北少年院の分室という意味で、四十何名かをそちらに分離いたしましたところ、非常によい結果を得ました。また職員につきましても、中央の講習期間を活用して、新しい少年院に対する心構えを養成し、遺憾のないようにしたいと存じております。なお仙台附近に適當な土地がありますので、予算内でできる限りよい施設を設けたいと考えております。

○花村委員長 これにて本案に対する質疑は終了しました。

(委員長退席、佐瀬委員長代理着席)

(以下連記)

○佐瀬委員長代理、次に檢察廳法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑はございませんか。

○猪俣委員 本案の第三十二條の二に、この法律第十五條、第十八條乃至第二十條及び第二十二條乃至第二十五條の規定は、國家公務員法附則第十三條の規定により、その特殊性によつて同法の特例を定めた。こうなつておるのであります。この点につきましても、人事院との間に交渉ないし了解があつたものであるかどうか、その点についてお伺いいたします。

○高橋政府委員 ただいま猪俣委員のお尋ねの点は、この法案を國會に提案いたします前に、人事院と十分連絡をとりまして、了解点に達したところでこの法案をつくりまして、差出したものでございます。

○猪俣委員 いま一点、これはこの法案に直接關係がない事項かもしれませんが、現在檢察事務官が起訴権を行使しておるようなことがあるかないか。あるとすればいかなる法律上の根拠に基づいてやつておるのであるか、それをお聞きしたいと思います。

○高橋政府委員 檢察事務官が檢察官

の事務取扱いとして起訴権を行使して  
おる場合がございます。その根拠の規  
定は檢察廳法の三十六條であります。  
すなわち「法務總裁は、当分の間、檢察  
官が足りないため必要と認めるとき  
は、区檢察廳の檢察事務官にその廳の  
檢察官の事務を取り扱わせることがで  
きる。この規定に基きまして、檢察官  
事務取扱いというものをある程度認め  
て活用しておるのであります。」

○猪俣委員 そうすると、起訴する  
ということも事務とみなして、この條文  
に基いてやつておるといふ御解釈です  
か。

○高橋政府委員 さようであります。  
○猪俣委員 しかしこの三十六條から  
一体起訴権というような廣大な権利の  
發生を認めるといふことは、ちよつと  
考えられないことなのであるが、そう  
すると今檢察事務官がやつておる起訴  
権なるものは、この三十六條以外には  
何らの法的根拠はないというわけだ  
か。

○高橋政府委員 この場合に檢察官の  
事務と申しますのは、やはり檢察廳法  
の第四條及び第六條の檢察官に定めら  
れた檢察官の事務であると考へますの  
で、三十六條を通して、四條も六  
條もまた根拠規定であるといふふう  
に考へておられます。

○佐藤委員長代理 ほかに御質疑はご  
ざいませぬか。

○松木委員 たいだいま猪俣君の質問に  
対して、檢察事務官が起訴権を有する  
のは、檢察廳法の三十六條の規定に根  
拠しておるといふ御説明であつたので  
あります。その説明で了解はできます  
が、この檢察廳法を見ると、たとえば  
「檢察總長に事故のあるとき、又は檢

事總長が欠けたときは、その職務を行  
う。」あるいは第五條にも「職務を行  
う。」という用語が使つてあります。  
まだあるかもしれないませんが、一体事務  
と職務とはどこで区別されるのです  
か。

〔佐藤委員長代理退席、委員長着席〕

○高橋政府委員 たいだいまの御尋ねの  
点は、職務と事務とを非常に明確にこ  
れで使いわけておるようには見えない  
のであります。たとえば第四條あたり  
でも檢察官の職務としてございませ  
んか、この條文の終りの方はかくくの  
「事務を行う。」といふふうになつてお  
りますし、たいだいま御指摘の第五條に  
おきましては「前條に規定する職務  
を行う。」といふふうになつておるま  
して、その点は用語の不統一があるか  
もしれませんが、特にこれを意味があ  
つて書きわけておるのではないのでは  
ないかといふふうに考へられます。

○松木委員 そうすれば同一の意味に  
解釈してよろしいのですか。

○高橋政府委員 檢察官の事務と申し  
ますと、四條ないし六條、そういう規  
定のあるものに限られることに間違  
ありません。

○花村委員長 ほかに御質疑はありま  
せんか。御質疑がなければ、本案の討  
論採決を行いたいと存じます。御異  
議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○花村委員長 御異議なしと認めて、  
それでは本案の討論採決を行います。  
本案は簡単な法案でありますから、  
討論は省略したいと存じますが、  
いかがでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○花村委員長 それでは討論を省略し  
て、ただちに採決いたします。  
本案に賛成の諸君の御起立を願いま  
す。

〔議員起立〕

○花村委員長 起立議員、よつて本案  
は原案の通り可決いたしました。  
なお本案に対する委員会報告書の作  
成に關しましては、委員長に御一任を  
願います。

○花村委員長 次に認知の訴の特例に  
關する法律案を議題といたします。提  
案者の御説明を願います。松木君。

○松木委員 認知に關するたいだいま議  
題になりました法案は、提出者の古島  
君が不参でございませぬから、私の方か  
ら簡単に説明いたします。

現在認知の訴は、民法の規定により  
まして、親の死亡の日から三年経てば  
提訴することができないことになつて  
おります。しかるに戦地で死亡いたし  
ましたものに対しては、死亡いたしま  
したものに對しては、死亡いたしま  
しても何年もわからないでおるもの  
がある。公報があつても、その公報が三  
年後にあることもあり、死亡して三年  
後に公報が來るといふ実情もあるの  
であります。これらの実情に沿わない  
のでありますから、これらのものに對  
して認知の訴の特例を設ける必要があ  
るのであります。これがこの法律案を  
提出する理由であります。よろしく御  
審議願いたいと思ひます。

○花村委員長 本案に對して何か御質  
疑はありますか。

御質疑がなければ討論採決をいたし  
たいと存じます。御異議ありません  
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○花村委員長 御異議なしと認め、そ  
れでは討論を省略して、ただちに採決  
いたします。  
本案に賛成の諸君の御起立を願いま  
す。

〔議員起立〕

○花村委員長 起立議員、よつて本案  
は原案の通り可決いたしました。  
なお本案に対する委員会報告書の作  
成に關しましては、委員長に御一任を  
願います。

○花村委員長 次に人権擁護委員法案  
を議題に供します。  
御質疑はありますか。梨木作次  
郎君。

○梨木委員 私は前会の委員会に出  
てあつた質問の答弁を求めます。私は  
前会の委員会におきまして第七條の四  
号に「日本國憲法施行の日以後におい  
て、日本國憲法又はその下に成立した  
政府を暴力で破壊することを主張する  
政黨その他の団体を結成し、又はこれ  
に加入した者」という規定があるの  
であります。ここに規定してあるよ  
うな政黨といふものは、団体等規制令  
によつて禁止されておるのでありま  
す。そういう事情があるにもかかわらず、  
なぜことさらにこういう規定をし  
たかという点についての説明を、こ  
れは法務總裁に求めてあつたのであり  
ますから、法務總裁から答えていた  
だきたいのです。

○花村委員長 たいだいま議題になり  
ました人権擁護委員法案は、法務總裁  
並びに法務廳の政府委員の出席があ  
りませぬので、他日に譲り、次に刑法の  
一部を改正する法律案、刑事訴訟法  
の一部を改正する法律案、犯罪者予  
防更生法案、犯罪者予防更生法案の  
四案を、一括議題として質疑を行いま  
す。御質疑があれば承りたいと存じま  
す。

○梨木委員 今議題になつておる問題  
と直接に關連はありますが、意見長  
官が見えておられますから聞きたいの  
であります。最近地方におきまして、  
盛んに地方自治法に基く條例として、  
行列行進、集團示威運動に關する條例  
といふものが、たとえば石川縣におい  
て、新潟縣において、大阪において、大  
阪は昨年十月でありましたが、最近  
東京都においてもこの條例の制定が問  
題になつておられます。そこでこの公  
安條例を見ますと、大体どの縣で出  
るものも同じようなものであります。  
一見本に新潟縣で出ておるのを読ん  
で見ますが、第一條におきまして、行  
列行進または公衆の集團示威運動(徒歩  
または車馬で道路、公園その他公衆の  
自由に通達することができるところを行  
進し、または占領しようとするもの  
以下同)はその地域を管轄する公安委  
員会の許可を受けないで行つてはなら  
ない、この第一條に違反した場合にお  
きまして、第五條において、左の各号  
に一に該當するものは、一年以下の懲  
役または五万円以下の罰金に處す。こ  
ういうことを規定しておるのであり  
ます。大体罰則の一年以下の懲役また  
は五万円以下の罰金といふのは、石川  
縣のものも大阪市のものもまったく同  
じであります。それから先ほど申し  
ました、京都市においてもこういう  
條例の制定が今議案にかかつておる  
のであります。示威運動、示威行進とい  
うものは、憲法の二十八條でありま  
すから、團體行動をする権利は勤

○花村委員長 たいだいま議題になり  
ました人権擁護委員法案は、法務總裁  
並びに法務廳の政府委員の出席があ  
りませぬので、他日に譲り、次に刑法の  
一部を改正する法律案、刑事訴訟法  
の一部を改正する法律案、犯罪者予  
防更生法案、犯罪者予防更生法案の  
四案を、一括議題として質疑を行いま  
す。御質疑があれば承りたいと存じま  
す。

○花村委員長 たいだいま議題になり  
ました人権擁護委員法案は、法務總裁  
並びに法務廳の政府委員の出席があ  
りませぬので、他日に譲り、次に刑法の  
一部を改正する法律案、刑事訴訟法  
の一部を改正する法律案、犯罪者予  
防更生法案、犯罪者予防更生法案の  
四案を、一括議題として質疑を行いま  
す。御質疑があれば承りたいと存じま  
す。

労働者に保障されておるのであります。ところがこの條例を見ますと、原則として示威運動というものは禁止事項になつて許可を得た場合に初めて示威運動なり、示威行進ができるというように規定してあるのであります。これは明らかに憲法の基本的な人権として保障しておるところの示威運動の自由を侵犯するものであります。こういうような條例をもしこのまま放置しておきますれば、全國に波及いたします。遂には憲法で保障したところの基本的な人権が、完全に全國的な規模において抹殺されてしまふ結果になるのであります。すでに新潟縣におきましては、税務署へ税金の交渉に幾らかの人々が集團的に陳情したことをもつて、この條例違反に問ひまして検挙しておる事実が出ておるのであります。かようなことになりますれば、これは官廳へ集團的な陳情さへもできないといふやうな、さういふ大衆運動に対する彈圧が公然と、法の名前に對して行われることになるのであります。この点についてすでに法務廳へは報告が来ておるはずでありますから、法務廳はこれに對してどういふふうに対処しておるか、またこれに對する見解を聞きたいのであります。

○兼子政府委員 たいだいま御質問であります。御承知の通り地方自治團體の條例制定権は、憲法によつて保障された自治法権でありまして、憲法または法律の範囲内においては当然認められることになつております。またこの條例制定権に對しては、中央政府におきましては、直接これに干渉するといふ方法は許されていないのであります。従ひまして、たといその條例があるいは法律に反する疑いがある。あるいは憲法に反する疑いがあるといふ場合におきましても、これが裁判所で問題にならない限りは、その無効を確定するといふ方法を、現在の政府には與えられていないわけでありまして、この点につきましては、私どももいたしまして目下研究中であります。あるいは違憲、違法な條例が地方團體によつてつくられた場合には、法務廳が当該地方自治体を相手として、最高裁判所へ出訴して、その違法、違憲に基いた條例の取消しを命ずるといふやうな方法を、あるいはとれるのではないかと、この点を考慮してはおりまされども、現在におきましては、さういふ國と地方公共團體との關係については、さういふ方法は認められていないわけでありまして、將來の立法にまつことではないかと思ひます。なお現在におきましても、もし地方自治團體の條例が明らかに憲法に反し、あるいは國の法律に反するといふ場合におきましては、國の機關といたしましては政府の解釈によりまして、行動し得るわけでありまして、その意味から國の機關としては、その拘束を受けない。あるいはこれを執行しないといふふうな余地はございませぬけれども、終局的な問題は、裁判所へかかつた際に、裁判所の判断を受けるというほかはないわけでございます。

○梨本委員 私が伺ひたいのは、具體的の私が読み上げた新潟縣の條例であります。これが憲法に違反するからか、これをます伺ひたいのであります。○兼子政府委員 この点につきましては、法務廳としても、目下研究中でございます。また法務廳として正式の意見はますまつておりません。しかしながら御説の通り、示威運動といふやうなものは、むしろ憲法の三十一條の集會の自由に該当するものであります。これを侵害することは重大なる基本的な人権の保障を無視することになるわけでありまして、ただ普通の集會と選んで、示威運動においては、それが移行するといふ面がございませぬから、この点で交通その他の秩序を維持するといふ方面からある程度の制限は考へられると存じますが、御説の通り単に事前に官廳の許可にかけて、その許可のない以上は一切やらせない。そしてその許可に反した場合には、非常に重なり、刑罰たといふ体刑を課するといふやうなことは、私の考へては行き過ぎではないかといふふうには考へまして、少くとも届出を命令する、あるいは届出に反した場合には、一種の秩序罰を課するといふやうな程度のこと、あるいは必要ではないかと考へるのであります。あととはむしろ実害を伴つた場合、すなわち交通を非常に妨害したとか、あるいは騒擾を起したとか、実害を伴つた場合は、刑法その他の刑罰に觸れるといふことが出て参りますけれども、今のやうな点について頭から行政的な措置で、集會なり、あるいはその集會の移行ともいふべき行進といふものを、一概に制限することは相当疑問ではないかと思ひます。

○梨本委員 そうすると今研究中だといふのでありますから、いつまでに確定的な見解を表明していただきたいと思います。これは早急にやつていただきたいと思います。○兼子政府委員 それをお伺ひします。○兼子政府委員 まだ目下のところ十分な材料を持ち合せておりませんが、その材料を得次第、同時にまた具體的な事件が起つておきますならば、その警察なり檢察廳の方から報告も参ると思ひますから、さういふことを中央で取上げられるようになりまして、その際にはつきり意見をきめたいと思ひます。

○梨本委員 私の方に参つておる資料では、大阪市、石川縣、新潟縣、目下上程中のは京都市であります。近々上程されるといふのが東京都であります。そのほか報告が来ております。か、いかがでしょうか。これは地方自治法二百五十二條によりまして、條例を地方自治體がつくつた場合には、必ず政府に報告しなければならぬことになつておりますから、報告が来ておるはずだと思ひますが、その点どうなつておりましたか。

○兼子政府委員 あるいは内閣の方の自治課の方に参つておるのかも知れませんが、まだ法務廳としてそれを入力したておりませんので、実ははなはだ連絡が行き届かないで申説ございませぬが、私どももいたしましては、まだ十分知つておらない状態でありまして、お伺ひいたします。

○梨本委員 それでは至急に、さういふ示威行進を制限するやうな條例が全國のどこどこでどういふものが出ておるかといふ資料を提供していただきたいと思います。そのこと、早急にそれに対する法務廳の見解を確定して、発表していただきたいということをお願いしておきます。

○兼子政府委員 その御答弁の中では、これは自治體がやるのだから、中央官廳としては手のつけようがないといふやうな趣旨のことをおつしやいました。憲法九十九條におきましては「天皇又は攝政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」といふことになっております。従ひまして、さういふように明らかに憲法違反の事実が地方において続々出て來ておる場合におきましては、公務員といひましては、これは憲法違反だからやめろといふ勸告をしなければならぬと思ふ。少くとも憲法を尊重し、擁護する義務を負つておられます。だから私はこれは憲法違反だからやめよといふ勸告なり、さういふ條例は違反であるといふことを、政府が声明する義務があると思ひます。私自身も國會議員として、さういふ憲法違反の事実があるから、その義務だけではなく、これは日本の民主化を促進するために重大な問題だと思ひましたので、この發言をしておるのであります。この点についてあなたの方は、單に自治體のやつたことは、中央官廳としては拱手傍観するほかないといふやうな考へは、私はどうかと思ふのであります。その点についての御見解を聞きたいと思ひます。

上ないしはそれに基づく法律の上におきまして、地方自治体の自治権というものに關して、政府といたしましてこれに容喙し得る道がありませんときには、それを盡すべきは當然であります。現在のところ、少くとも正式にはそういう方法が與えられてないと存するのであります。

○梨木委員 この法務廳の規定によりまして、法務總裁は内閣の最高の法律顧問として、法律についての意見なり勧告をするという権利と義務を持つておると思いますが、これは政府といたしましては憲法違反なりとして、即刻声明なり勧告なりを出すべきであらうと私は思うのであります。それからこういふような違憲の條例が出た場合におきまして、人民の側からただちに最高裁判所へ違憲の訴訟を起し得るような手續は、現在どういふようになつておるのか。これに対して政府はどういふようなことを考えておるのか。

と申しますと、具体的には民事訴訟法によつて、各地の地方裁判所へ訴訟を提起する。それは具体的な事件について起すといふことは、一應規定になつておるのであります。しかしながら、こういう條例一般が、また法律そのものが、明らかに憲法に違反しておるといふ場合に、違憲の訴訟を起す方法といふものは、現在法制上私の知つておる限りでは、非常に不備なように思うのであります。この点についての政府の考え方を聞かせていただきたいと思ひます。

○金子政府委員 裁判所あるいは特に最高裁判所が憲法問題を取上げるといふことも、やはり司法権の行使として認められてゐるわけでありまして、司

法権といふものは、性格上具体的な事案件についてこれを判断する上に、法令を適用するといふ機能でありますから、そういう意味の司法権の作用としましては、やはり人民個人としましては、直接その法律に触れるとか、その法律によつて自分の利益が害せられるといふ結果、その具体的な利害が訴訟の内容になるという場合に限つて、裁判所に訴えられることとなるのであります。外國の立法例等におけるような、いわゆる憲法裁判所として、独立に憲法問題だけを取上げるといふような性格は、現在の最高裁判所に與えられてないと思つておるわけでありませう。

○梨木委員 現在のようにこういふ情勢が刻々に激しく進展して行く場合に、おきまして、憲法違反の法律とか條例といふものは、具体的な事件を通じて裁判所の判断を求めて行く。しかもそれが一審から二審、最後に最高裁判所と、二年も三年もかかつてしまふ。そのうちにはこういふ違憲の法律や條例は完全に目的を達してしまふ。こういうことでは最高裁判所が憲法を擁護し、民主主義を徹底させるために、違憲の訴訟の権限を持たせている精神を生かすことができないと思ひます。特に昭和二十四年度の一般予算、暫定予算についてもそうでありませうが、私た

ちは予算の前提になつておる法律といふものがまだできておらないのに、これを國會が審議し、これを議決するといふことは、明らかに憲法違反であると思つておる。ところがこういふものも一審からやつて行つたのでは、最高裁判所に行つてゐるうちに、予算は全部使ひ果してしまつて、何らその目的を達成できないといふことになるのでありませうが、それでは最高裁判所の違憲の訴訟の実効的な効果を發揮できないと思つておる。だから即座に最高裁判所へ、法律についても、條例についても、違憲の訴訟が起せるような訴訟手續を制定する意思なきやといふ点を聞きたいのであります。

○金子政府委員 先ほど申し上げました通り、憲法の予定しておる司法権に申しますのは、やはり具体的な事件についての法令の適用という作用にほかならないのであります。その意味において、また憲法の八十一條も、最高裁判所は終審の裁判所であるといふことで、やはり前審を経て來るということをお前提としておるものと考えるわけでありませう。ただ先ほど申し上げた申し上げました通り、條例についてはある意味において中央の國と地方自治体との権限の問題に關係しますから、その意味におきまして、國が地方自治体を相手どり、あるいは地方自治体が國を相手どつて、條例の効力を問題にするといふふうな考慮の余地はあります。またそういう制度を設けることは可能であると思つておる次第であります。

○梨木委員 先ほど私がお尋ねしたところから、憲法二十八條に違反してゐるが、二十一條の集會の自由をも侵害するとおつしやいました。私も同感であります。同時に二十一條に規定してゐるところの表現の自由、つまり示威行進といふものは、團體的に行動しながら一定の意思を表現するのでありますから、一つの意思表示を集團的行為によつて表現しようとするものであります。この点についても私は違反してゐると思つておる。

○金子政府委員 私の答弁を補足させていただきます。ただいま梨木委員は、私が確實に憲法違反だと斷言したようにおとりになつておると思つておる。先ほど申し上げました通り、法務廳におきましては、法務廳の意見は現在研究中である。ただ当座の私の考えとしては、ある程度行き過ぎであると思はれるといふことを申し上げたわけでありませう。

○花村委員 ほかにも御質疑はありますが、せんか、御質疑がなければ、四案に對する本日の質疑はこの程度において打ち切ります。ちよつと速記を止めてください。〔速記中止〕

○花村委員 速記を始めてください。本日はこの程度で散會いたします。午後四時五十二分散會

〔参考〕  
出版法及び新聞紙法を廃止する法律案(内閣提出第六五号)に關する報告書  
檢察廳法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)に關する報告書  
認知的訴の特例に關する法律案(古島義英君提出、衆法第五号)に關する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕